

## 事業所規模の算定に係る留意事項【通所リハビリテーション事業所】

事業所規模による区分については、算定年度の前年度の 1 月当りの平均利用延人員により算定すべき通所リハビリテーション費を区分することとされています。（例えば平成 30 年度の通所リハビリテーション費については、平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 2 月 28 日 ※3 月を除く）の 1 月当りの平均利用延人員により区分する）

### 1 事業所の規模

区分	厚生労働大臣が定める施設基準
通常規模型通所リハビリテーション費	前年度 1 月当り平均利用延人員数が 750 人以内
大規模型通所リハビリテーション費（Ⅰ）	前年度 1 月当り平均利用延人員数が 750 人を超え 900 人以内
大規模型通所リハビリテーション費（Ⅱ）	前年度 1 月当り平均利用延人員数が 900 人を超える

### 2 前年度の平均利用延人員数の算定方法

#### (1) 基本的事項

○既存の事業所（前年度の実績が 6 月以上の事業所に限る）の場合の計算方法

⇒前年度において通所リハビリテーション費を算定している各月（3 月を除く）の利用者数の合計を月数で除した数とする。

#### 【利用者数の計上方法】

- ・ 6 時間以上 7 時間未満及び 7 時間以上 8 時間未満の介護報酬を算定している利用者  
⇒利用者数をそのまま計上する。
- ・ 4 時間以上 5 時間未満及び 5 時間以上 6 時間未満の介護報酬を算定している利用者  
⇒利用者数に **4 分の 3** を乗じて計上する。
- ・ 2 時間以上 3 時間未満及び 3 時間以上 4 時間未満の介護報酬を算定している利用者  
⇒利用者数に **2 分の 1** を乗じて計上する。
- ・ 1 時間以上 2 時間未満の介護報酬を算定している利用者  
⇒利用者数に **4 分の 1** を乗じて計上する。

○前年度の実績が 6 月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む）の場合の計算方法

⇒利用定員の 90%に予定される 1 月当りの営業日数を乗じて得た数とする。

【例】利用定員 20 人、予定される 1 月当りの営業日数が 21 日の場合

$(20 \text{ 人} \times 0.9) \times 21 \text{ 日} = 378 \text{ 人}$  ⇒ 通常規模型

(2) 定員変更の取扱い

○前年度から定員を概ね 25%以上変更して事業を実施しようとする場合（前年度の実績（前年度の 4 月から 2 月まで）が 6 ヶ月以上ある事業所）

⇒上記「前年度の実績が 6 月に満たない事業所」の取扱いと同じ。

(3) 介護予防通所リハビリテーションの取扱い

○指定通所リハビリテーション事業所が指定介護予防通所リハビリテーション事業所の指定を併せて受け、一体的に事業を実施している場合

・介護予防通所リハビリテーションの前年度の 1 月当りの平均利用延人員数も含めて計算する。

・介護予防通所リハビリテーションの利用者数を加える際には、単純に延人員数を加えるのではなく、利用時間が 2 時間未満の利用者については、利用者数に 4 分の 1 を乗じて得た数とし、利用時間が 2 時間以上 4 時間未満の利用者については、利用者数に 2 分の 1 を乗じて得た数とし、利用時間が 4 時間以上 6 時間未満の利用者については、利用者数に 4 分の 3 を乗じて得た数とする。

・ただし、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えない（ある日の介護予防通所リハビリテーションの利用者が午前中は 5 名、午後は 10 名であれば、その日の介護予防通所リハビリテーションの利用者は 10 名として計算しても差し支えない。）

(4) 同一事業所で 2 単位以上の通所介護を提供する場合

○利用者の計算は、全ての単位を合算して行う。

(5) 暫定ケアプランによりサービス提供を受けている場合

○いわゆる暫定ケアプランによりサービス提供を受けている者は、平均利用延人員数の計算に当て含めない取扱いとする。

(6) 正月等の特別な期間を除き毎日事業を実施している場合

○毎日事業を実施した月においては、当該月の利用延人員数に 7 分の 6 を乗じた数によるものとする。